

審査基準新旧対照表

旧	新										
審 査 基 準 平成30年2月5日作成 <table><tr><td>法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第6条第1項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：保管場所標章の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：警察署長</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条</td></tr><tr><td>審 査 基 準：</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、及び同項ただし書の政令で定める通知をしたときにあっては8日間（行政庁の休日は含まれない。）第5条の規定による届出を受理したときにあっては、2日間（行政庁の休日は含まれない。）とする。</td></tr><tr><td>申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律	根 拠 条 項：第6条第1項	処 分 の 概 要：保管場所標章の交付	原権者（委任先）：警察署長	法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条	審 査 基 準：	標 準 処 理 期 間：第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、及び同項ただし書の政令で定める通知をしたときにあっては8日間（行政庁の休日は含まれない。）第5条の規定による届出を受理したときにあっては、2日間（行政庁の休日は含まれない。）とする。	申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課	問 合 せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）	備 考：	【廃止】
法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律											
根 拠 条 項：第6条第1項											
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付											
原権者（委任先）：警察署長											
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条											
審 査 基 準：											
標 準 処 理 期 間：第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、及び同項ただし書の政令で定める通知をしたときにあっては8日間（行政庁の休日は含まれない。）第5条の規定による届出を受理したときにあっては、2日間（行政庁の休日は含まれない。）とする。											
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課											
問 合 せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）											
備 考：											

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 平成30年2月5日作成 法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律 根拠条項：第6条第3項 処分の概要：保管場所標章の再交付 原権者（委任先）：警察署長 法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付） 審査基準： 標準処理期間：1日（行政庁の休日は含まれない） 申請先：保管場所を管轄する警察署交通担当課 問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175） 備考：	【廃止】

審査基準新旧対照表

旧	新										
審査基準 平成30年2月5日作成 <table><tr><td>法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律</td></tr><tr><td>根拠条項：第13条第4項</td></tr><tr><td>処分の概要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：警察署長</td></tr><tr><td>法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）</td></tr><tr><td>審査基準：</td></tr><tr><td>標準処理期間：2日（行政庁の休日は含まれない）</td></tr><tr><td>申請先：保管場所を管轄する警察署交通担当課</td></tr><tr><td>問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律	根拠条項：第13条第4項	処分の概要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付	原権者（委任先）：警察署長	法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）	審査基準：	標準処理期間：2日（行政庁の休日は含まれない）	申請先：保管場所を管轄する警察署交通担当課	問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）	備考：	【廃止】
法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律											
根拠条項：第13条第4項											
処分の概要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付											
原権者（委任先）：警察署長											
法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手續）											
審査基準：											
標準処理期間：2日（行政庁の休日は含まれない）											
申請先：保管場所を管轄する警察署交通担当課											
問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175）											
備考：											

審査基準新旧対照表

旧	新
審査基準 平成30年2月5日作成 法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律 根拠条項：第13条第4項 処分の概要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付 原権者（委任先）：警察署長 法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付） 審査基準： 標準処理期間：1日（行政庁の休日は含まれない） 申請先：保管場所を管轄する警察署交通担当課 問合せ先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係（092-641-4141 内5175） 備考：	【廃止】